

駐車場賃貸借契約書

貸主 スペリア佐屋管理組合（以下、「甲」という。）と、借主_____（以下、「乙」という。）との間において、次の通り駐車場の賃貸借に関する契約を締結する。

駐 車 場 の 表 示	名 称 と 区画番号	スペリア佐屋 No._____
	車両登録番号	
	車 種	
	所 在 地	愛西市須依町寅新田208番地 愛西市須依町前田面147番地1
貸 借 期 間	平成 年 月	日より1年間
賃 料	月額（1区画当り）	円
保 証 金	一区画当り	円
車 両 の サ イ ズ	車体は「長さ5m以内」「幅1.8m以内」の普通自動車	

第1条 乙は本契約により指定された駐車場区画場所（以下、「本駐車場」という。）を駐車以外の用に供することなく、善良な利用者として使用するものとする。

第2条 賃貸借期間が満了する1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し、何等かの申し出がないときは、この契約は引き続き1年間の自動更新とする。

2 契約期間中に乙が解約を希望するときは、その1ヶ月前までに甲に予告しなければならない。

第3条 乙は所定の賃料を毎月5日までに当月分を管理費等とともに乙の普通預金口座より自動引き落としにして甲に納入する。尚、手数料等は甲の負担とする。

- 2 保証金はこの契約締結時に甲の指定する普通預金口座に支払う。
- 3 この契約が月の途中で開始または終了した場合は、該当月における日割計算による。
- 4 甲は賃料の請求・受領に当り、管理費等の請求書・領収書等の中に含める。
- 5 甲は賃料が租税公課の増額、経済情勢の変動、管理規約の改正等により、不相当となるに至ったときは、前条の賃貸借期間中であってもこれを改定することができる。
- 6 万一、賃料が2ヶ月以上滞納された場合は、保証金の有無にかかわらず、甲は乙に対して何等の催告も要せず、この契約を解除することができる。乙は、即時明け渡

す義務が生じることを承知する。

- 7 前項により明け渡される本駐車場は甲により、他の区分所有者に賃貸し管理費等の収入を維持する。
- 8 保証金には期間中の利息は付加しないもとする。保証金は契約終了後、1ヶ月以内に精算し、乙に返還されるものとする。

第4条 乙は、本駐車場を第1条に定める使用目的以外に使用したり、第三者に転貸し、もしくは賃借権を第三者に譲渡し、あるいは本駐車場に工作物等を設置してはならない。

第5条 乙は本駐車場における駐車要領については清潔と整頓を旨とし甲の指定する整列法に基づいて駐車するものとする。

- 2 地上に放置または固定された一切の固形物及び発火性・引火性の危険物ならびに悪臭物品を持ち込まない。
- 3 トラック・クレーン車等重量物の乗り入れ、または駐車をしない。
- 4 照明器具・境界標識・周囲柵等の設備及び第三者の自動車等に損傷を与えない。万一損傷を乙が与えてときは当事者間にて円満に解決する。

第6条 乙が契約する区画にて乙の所有する車両以外の車両が駐車している場合はその車両は乙の所有する車両とみなし、甲は一切関与せず乙の責任に於いて自ら対処する。

第7条 本駐車場において、乙の所有する車両が損害を被った場合、乙の責任において解決することとし、乙または乙の関係者が被った損害については甲は一切その責任を負わない。

第8条 甲は、前条の定めにもかかわらず、乙がこの契約に違反したときは、甲は直ちに契約を解除することができ、乙は本駐車場を開け渡さなければならない。

第9条 本契約に基づいて甲が発行した契約車両の車庫証明は、本契約の賃貸借期間の終了、契約の解除または契約車両を変更した日において自動的に無効になることを乙は承諾する。

第10条 乙が行方不明等で当該車両が駐車され、本契約が履行されない場合は、甲は法的手段により、当該車両の処分等を出来るものとする。

第11条 乙は本駐車場の契約にあたり、別途規定された「駐車場使用細則」を遵守しなければならない。

付則

第1条 貸主は「スペリア佐屋管理組合」であるが、事務管理委託先は株式会社 合人
社計画研究所とする。

第2条 本契約における賃料は「スペリア佐屋管理組合」の管理費等に充当される。

第3条 区分所有者は、甲より通知を受けた日から1週間以内に甲と「駐車場賃貸契約
書」を締結する。

上記契約の証として、この契約書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印の上、各1通を
所持する。

平成 年 月 日

「甲」 貸主 愛西市須依町寅新田208番地

スペリア佐屋管理組合

理事長 (印)

「乙」 借主 愛西市須依町寅新田208番地

スペリア佐屋 号室

氏名 (印)

電話番号